

こんなところにとらぶるの芽 (No.24)

～ちょっと気になる消費生活情報をお届けします

知ってるようで知らない！？ ゴルフ会員権

～ゴルフ会員権を購入する前に～



消費生活センターには、「ゴルフ会員権の預託金が満期になったが戻らない」などの相談が寄せられています。裁判で勝訴しても、ゴルフ場の経営状況の悪化によって返還が困難なため、全額の預託金が戻らないケースが多く見受けられます。

そこで、ゴルフ会員権を購入する前に知っておくべきポイントについて説明します。

■ ゴルフ会員権の種類と契約時に必要となるお金

ゴルフ会員権には、預託会員制のほかに、株主会員制、持分共有制などがあります。

会員権の種類		契約時に必要となるお金				
ゴルフ会員権	預託会員制	一定の金額を預けた人を会員とし、優先的にそのゴルフ場を利用できる 多くがこのタイプのゴルフ会員権	預託金	約款で定められた期間経過後に返還される (無利息)	入会金*	返還されない
	株主会員制	経営会社の株主が会員として優先的にそのゴルフ場を利用できると同時に株主総会などで決議権を行使することができるなど、株主としての権利を得る	出資金	経営会社の株の購入代金として支払われ、株券が発行される		
	持分共有制	ゴルフ場の所有権と優先的にそのゴルフ場を利用できる施設利用権を得る*	持分所有権取得費用			

*「入会金」は必要でない場合があります。入会金に加えて年会費を納めなければならないところもあります。

*不動産持分権の売買契約が絡むので、売買業者は宅地建物取引業者の資格を持っている事業者でなければなりません。

※既に発行されているゴルフ会員権を購入する場合には、通常、会員権取引業者の仲介により取引されます。この場合、会員権の購入価格のほか、別途名義書換料が必要となるのが一般的です。

■ ゴルフ会員権契約に対する規制

ゴルフ会員権については、「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」(平成4年5月制定、平成5年19日施行)によって、規制されています。

1 規制の対象

- ゴルフ場及びゴルフ場とそれ以外の施設の契約が一体となったいわゆる複合型施設
- 50万円以上の会員契約
- ゴルフ場等の施設を利用するために金銭を支払うことを約するもの(株式の取得やゴルフ場の所有権の取得の対価としてお金を支払う株主会員制や持分共有制には適用されない)

2 募集の際の主務大臣(経済産業大臣)への届出

募集を行う会員制事業者は、事業者の概要や施設の計画、会員数などを主務大臣に届け出なければならない

3 会員契約締結時期の制限

会員契約の締結は、原則としてゴルフ場の開場後。但し、(地方公共団体の) 開発許認可を取得し、保証委託契約^{*}を締結したあとにその旨を主務大臣に届け出れば開場前でも可能

^{*}会員制事業者が金融機関等との間で、当該施設が開設されないこととなった場合において拠出金の2分の1以上の額を当該金融機関等が会員に対して支払うことを担保する契約

4 契約締結時の情報開示等

- ・締結前と締結後に会員契約内容等を記載した書面を顧客に交付しなければならない
- ・指定役務の内容、施設の概要、会員数の計画等について、著しい誇大広告の禁止
- ・会員契約に関する事項であって、故意に事実を告げなかったり、事実でないことを告げることが禁止
- ・クーリング・オフ制度(契約締結後、書面を受領した日から起算して8日以内は、書面により会員契約の解除を行うことができる)
- ・会員に書類を閲覧させる義務

※外国のゴルフ場の会員契約についても、日本国内で募集する場合にはこの法律が適用されます。

■ゴルフ場に係る会員制事業協会

ゴルフ場に係る会員制事業協会は、会員制事業者の自主規制努力を促すための業務(事業者に規定を遵守させるための指導・勧告・会員等からの苦情の解決、預託金等に係る債務の保証等)を行っています。現在、経済産業大臣により、(一社)日本ゴルフ場事業協会が指定されています。

<ここに気をつけよう!>



- ・**届出事業者かを確認する**
- ・**問題のある事業者でないか、処分の公表情報などを必ずチェックする**
- ・**事業者の経営状況や評判などをチェックする**
- ・**施設の状況や会員数、会員の利用実態を調べ、必ず下見をする(自分の利用したい時に利用できるか)**
- ・**必ず契約書類に目を通す**
- ・**利殖目的で売られている場合にはセールストークを安易に信用せず、慎重に検討する**
※ゴルフ会員権は、購入時より値下がりしているものも少なくなく、転売も思うようにいかない場合もあり、換金が難しいことがあります。
- ・**購入意思がないなら、勧誘はきっぱりと断わる**
- ・**疑問、不安に思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談する**

【ゴルフ会員権に関する情報は下記のホームページでご覧になれます】

- ・ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律に基づく会員制事業者及び会員契約代行者に対する行政処分
<http://www.meti.go.jp/press/2013/09/20130906005/20130906005.html>
- ・ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 Q & A
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/golfqa.pdf>
- ・ゴルフ会員権確認訴訟事件
<http://www.kokusen.go.jp/hanrei/data/199810.html>
- ・消費者取引に用いられる約款の適正化について VII 預託金会員制ゴルフクラブ会則
http://www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai2/kako/spc08/houkoku_b/spc08-houkoku_b2-2_VII.html